

医療的ケア児協議会（仮）の設置について

背景

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下、「医療的ケア児」という。）が増加
- 国は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正を改正する法律」（平成28年5月）において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定
また「医療的ケア児に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月）を地方公共団体等に発出、連携の構築を推進
改正後の児童福祉法に基づき、平成30年4月1日より、地方公共団体に障害児福祉計画を策定することを義務付け、支援体制の確保を図ることとした。
- 国は、地域において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、都道府県地域生活支援促進事業「医療的ケア児等総合支援事業」を新たに定め、平成31年4月1日から実施

【事業内容】協議の場の設置、支援者養成研修、医療的ケア児コーディネーターの配置、並行通園の促進、医療的ケア児等とその家族への支援

※ 平成30年度までは、都道府県地域生活支援促進事業としての「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」として、医療的ケア児等を支援する人材の養成と協議の場の設置のみであったが、国は、医療的ケアが必要な児童は増加傾向にある一方で、地域においては、医療的ケア児を支援できる環境が整備されているところが未だ多くない状況であることを鑑み、地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作り等の支援を総合的に実施することとした。

その後、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（令和2年5月）成果目標に医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が明記

現状の連絡会と課題

- 国では医療的ケア児等総合支援事業に基づく「協議の場」としているが、都の現行の連絡会は、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図ること」を目的にしている。
- 平成29年度から3年間は各分野のお互いの理解の促進を目的とし、先駆的な取組を実施している事業所や自治体の取組を共有した。
- 一方、国が示す協議の場の内容は、「地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行うこと」としている。
- そのため、令和2年度では、これまでの連絡会で挙げられた支援課題を整理した上で、第2期障害児福祉計画に入る令和3年度から、国が示すものに近づいた内容で会議を実施する必要がある。

今後の協議会

- **【方向性】** 第2期障害児福祉計画に基づき、令和3年度より医療的ケア児に係る取組をさらに推進していくため、新たな要綱を定め、より協議の場に即した内容について協議ができるよう再構築する。
- **【協議事項】** 医療的ケアを要する障害児に対する支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換の場として、課題や情報の共有、連携強化、支援方策等
- **【委員構成】** 保健、医療、障害福祉、保育、教育その他の関連分野の有識者及び関係機関職員 <新たに加わる委員> ①学識経験者：協議の場の内容は高度かつ専門的であることが予測されるため、その立場から情報提供、意見を得る。②都）医療的ケア児コーディネーター：協議会や自治体担当者会（仮）に参画し、庁内関係各部署や区市町村、各地域の医療的ケア児コーディネーターと連携を図りながら施策を推進していくことや、活動の中から課題を吸い上げ、都施策に反映させる。
- **【開催回数】** 3回／年（6月、10月、1月）